

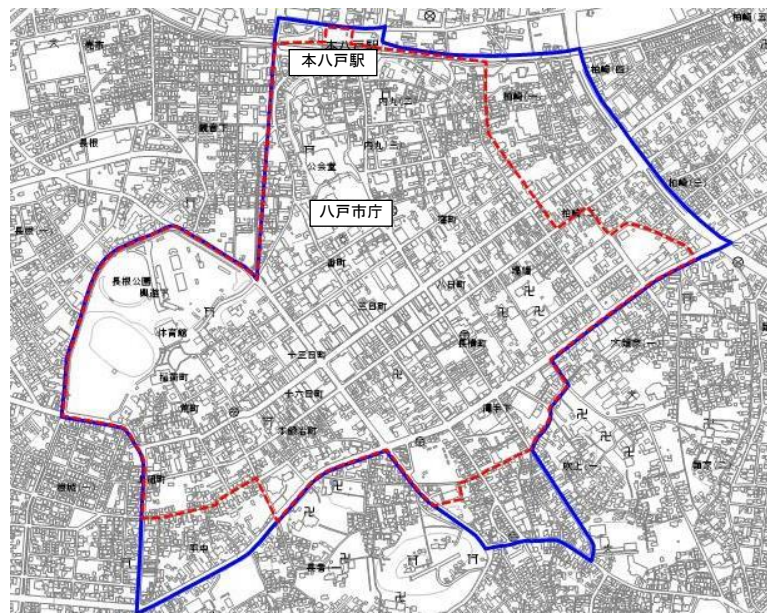
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

<中心市街地への都市機能集積に向けて>

中心市街地活性化基本計画の上位計画にあたる、第6次八戸市総合計画において、「八戸の顔」にふさわしい中心市街地の形成を図るため、商業、オフィス、文化・スポーツなど、多様な都市機能の整備を図るとともに、まちの回遊性を向上し、にぎわいの創出を図るとされている。

また、八戸市都市計画マスタープランにおいて、中心市街地は、行政機能や広域商業・サービス機能、業務機能、文化・芸術・エンターテインメント機能、レクリエーション機能、IT・テレマーケティング産業などの産業機能、観光・交流機能等、多様な高次都市機能の集積を図るとしているほか、立地適正化計画においても、都市機能誘導区域に設定している。



【 — 都市機能誘導区域：中心街地区 175ha】

【 — 中心市街地区域：137ha】

本計画はこれら上位計画を踏まえた上で検討、策定を行っており、計画に位置づけた活性化施策の推進を通じて、都市機能の集積を図るものとする。(後述 10 章 [4] 「都市機能の集積のための事業等」 参照)

<郊外開発の立地規制に向けて>

郊外における大規模商業施設の開発計画の動きは、中心市街地活性化などのまちづくりの動きを阻害するとともに、地域経済や地域社会にも様々な影響を及ぼすと考えられる。本市商業は、中心市街地のみならず、全市的にも、小売業年間販売額は、平成9年をピークとして年々減少傾向にあることから、郊外での新たな大規模商業施設の開発は抑制するべきものである。

このような認識のもと、中心市街地に集積すべき都市機能の分散化の防止に向け、郊外での大規模商業施設の立地の規制を図ることとし、全ての準工業地域に特別用途地区を指定し、立地規制のための条例を定めている。

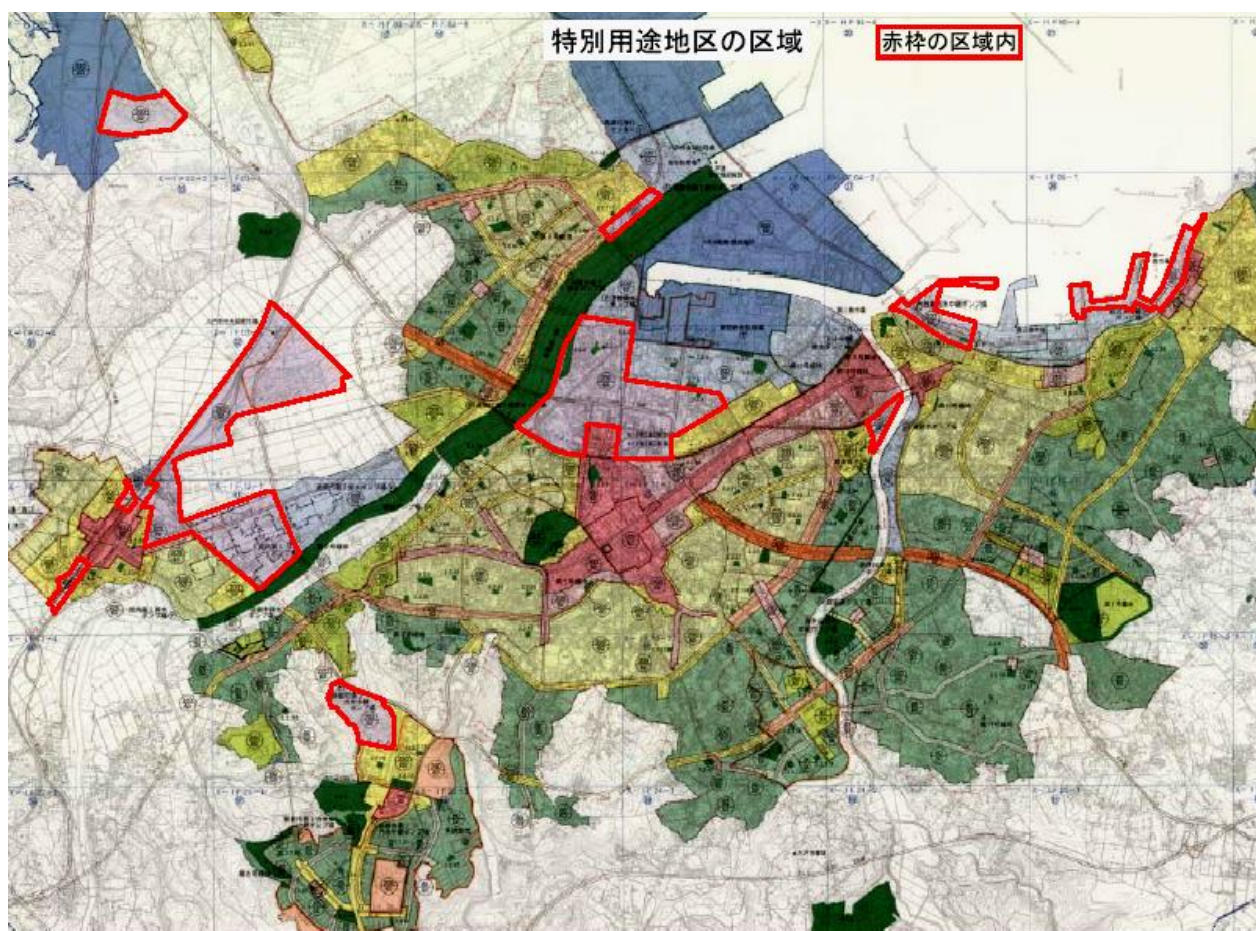
[2] 都市計画手法の活用

本計画に位置づけた各活性化施策の展開には、現行の都市計画手法で対応可能と考えられる。

そのため、「中心市街地に集積すべき都市機能の分散化を抑制する」観点から、都市計画手法を活用するものとし、本市では、基本計画の認定基準となる、準工業地域内における大規模集客施設の立地の規制に向け、平成19年11月30日に準工業地域全域429haを特別用途地区として「大規模集客施設制限地区」に都市計画決定した。

あわせて、関連する建築条例「八戸市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を平成19年12月27日に公布、平成20年2月1日に施行した。

また、平成30年9月議会において、特別用途地区内における建築を制限する建築物にナイトクラブを追加する条例改正案を提出し可決され、平成30年11月1日から施行する。



特別用途地区

大規模集客施設制限地区

建築してはならない建築物

劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演劇場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 八戸市における庁舎などの行政機関、医療・教育・文化施設等の都市福利施設の立地状況

本市における主な施設の立地状況は以下のとおりである。

■市が設置している主な公共公益施設

施設名	所在地	中心市街地
八戸市庁	内丸	○
八戸市公会堂	内丸	○
八戸市美術館	番町	○
八戸市立図書館	糠塚	○
八戸ポータルミュージアム	三日町	○
八戸ブックセンター	六日町	○
八戸まちなか広場	三日町	○
八戸市民病院	田向	

資料：八戸市資料

■教育・文化施設

施設名	施設数		施設内訳
	市全体	内中心市街地	
幼稚園	15	0	私立 15 施設
幼保連携型認定こども園	50	1	私立 50 施設（うち分園 1 施設）
小学校	43	0	公立 43 施設
中学校	26	0	公立 24 施設、私立 2 施設
高等学校（全日制・定時制・通信制）	16	0	公立 9 施設、私立 7 施設
高等教育機関（大学、高専等）	5	0	私立 3 施設、国立 2 施設（うち国設 1 施設）
専修学校、各種学校	8	2	公立 2 施設、私立 6 施設
養護学校	5	0	県立 5 施設

資料：八戸市資料

■医療・福祉施設

施設名	施設数		施設内訳
	市全体	内中心市街地	
保育所	31	3	私立 31 施設（うち分園 1 施設）
幼保連携型認定こども園	50	1	（再掲）
児童厚生施設（児童会館）	15	1	公立 15 施設
病院	21	1	

資料：八戸市資料

(2) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状

中心市街地活性化区域における、売り場面積 1,000 m²以上の大規模小売店舗は以下のとおりである。

施設名	施設面積	店舗面積	現状
さくら野八戸店	33,451 m ²	15,227 m ²	百貨店
八戸スカイビル	30,749 m ²	14,005 m ²	一部空き店舗
八戸中央ビル	5,559 m ²	1,998 m ²	一部空き店舗
ファッションパル・ヴィアノヴァ	21,911 m ²	4,088 m ²	寄合百貨店
三春屋	25,140 m ²	15,584 m ²	百貨店
フラワーエイトビル	3,424 m ²	2,103 m ²	一部空き店舗

資料：八戸市資料

(3) 八戸市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況

本市及びその周辺（十和田市、三沢市、七戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、三戸町、五戸町、南部町、階上町）の 1,000 m²以上の大規模小売店舗の立地状況及び同地域内で店舗面積 10,000 m²を越える大規模小売店舗の概要は、以下のとおりである。

【大規模小売店舗の状況（八戸市）】

	1,000～1,499 m ²	1,500～2,999 m ²	3,000～4,999 m ²	5,000～9,999 m ²	10,000 m ² 以上	計
店舗数（店）	8	14	8	6	6	42
店舗面積計（m ² ）	10,088	30,762	29,423	44,274	106,950	221,497

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2018」

【大規模小売店舗の状況（八戸市周辺）】

	十和田市	三沢市	七戸町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町	三戸町	五戸町	南部町	階上町	計
店舗数（店）	19	14	4	2	1	8	2	3	2	2	57
店舗面積計（m ² ）	87,313	39,621	21,436	5,778	2,820	69,021	8,239	5,045	5,907	9,867	255,047

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2018」

【八戸市及びその周辺の大規模小売店舗（店舗面積 10,000 m²以上）】

	市名	所在地	大規模小売店舗の 名称	開設日	店舗面積 (m ²)	小売業者の 概要	立地場所の 用途地域
①	八戸市	沼館	ピアドゥ (イトーヨーカドー八戸沼館 店)	H10. 3	25, 410	イトーヨーカ堂	工業専用地域
②	八戸市	江陽	ラピア (長崎屋八戸店)	H2. 11	22, 510	長崎屋	工業地域
③	八戸市	十三日町	三春屋	S60. 11	15, 584	中合	商業地域
④	八戸市	三日町	さくら野八戸店	S43. 6	15, 227	さくら野百貨店	商業地域
⑤	八戸市	沼館	シンフォニープラザ沼館 (ケーズデンキ八戸本店)	H21. 4	14, 214	デンコードーほ か	工業専用地域
⑥	八戸市	十三日町	八戸スカイビル (チーノはちのへ)	S55. 4	14, 005	マルマツほか	商業地域
⑦	おいらせ町	中野平	イオンモール下田 (イオン下田店)	H7. 4	40, 500	イオンリテール	近隣商業地域
⑧	十和田市	相坂	イオンスーパーセンター 十和田店	H17. 9	25, 333	イオンスーパー センター	無指定
⑨	十和田市	元町東	十和田元町ショッピング センター (DCM ホーマック十和田店)	H18. 3	10, 771	ホーマック	近隣商業地域
⑩	七戸町	荒熊内	イオン七戸ショッピング センター (イオン七戸十和田駅前 店)	H23. 9	10, 639	イオンリテール	近隣商業地域

網掛けは八戸市中心市街地区域外の施設

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2018」

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等については、以下のとおりであり、一体的かつ連携して事業に取り組むことで、それぞれの事業効果を高めながら、活性化を図っていく。

【八戸市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業】

事業名称	該 当 事 項				
	第4章 市街地整備改善	第5章 都市福祉施設	第6章 住宅の供給	第7章 商業の活性化	第8章 公共交通の 利便性増進等
旧柏崎小学校跡地広場整備事業	○	○	○		
八日町地区複合ビル整備事業	○		○	○	
本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業	○				
(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業		○			
美術館整備事業		○			
市内幹線軸等間隔運行事業					○
八戸圏域路線バス上限運賃政策					○
企画乗車券「まちパス 300」発行事業					○
中心市街地保育所事業			○		
中心市街地商業機能誘致事業				○	
はちのへマチナカ活性化プロジェクト事業				○	

※○印は、各事業が位置づけられている分野をあらわす。